

復会規程

(復会)

第1条 定款第7条に準じ、本法人諸規程に基づき、本法人を退社、除名または社員資格の喪失した者も入社の申請をする事ができる。

(申請)

第2条 前条の復会を申請しようとするときは、入社規程の手続きに準ずるものとする。

付則 2017年(平成29年)6月22日 理事会承認